この欄には 書かないで ください。

通信日付印の年月日	(確認)		年分	名	簿	番	号	
年 月 日	1 1 1 1			-		l ,		

# 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

新署受办	<b>&gt;</b>	【特	定	非	常	災	害	用	]						
令和年	税務署長 月日提	申 請 者 <u>事務所等</u>	住所(氏名法代法法所(名代は法の)とは、一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一	E 話 又 り 場氏場番 E 話 者 では称 合名 合う号 地 か 又	〒			(		)					
	主宅地造成等事 承認を受けたい						行令第	第20条	:の 2	第 <u>**</u> 1		項に	規定~	する戸	<b>折轄</b>
申請に係る確 造成等事業の	確定優良住宅地 )名称														
や む を 得 な い 事 情	寺定非常災害と 当初 (再) 認定し 可等を受けるこ 租税特別措置沿 条第項	ンた日ま とが困難	でに租 誰となっ 第20条	税特別った事情の 2 第	川措置 情の記 第 <u>*</u> 2	法施行	了令第	· 20条6	の 2 f 号にi	第 <u>**1</u>	`る事	項に	規定で	ナる[	開発  ける
当 予 1								_		 年					
	租税特別措置活 と見込まれる F		第20条	の2第	<u>*1</u>	ij	頁に規	定す	る開き			受け			
※1、※2及	び※3の箇所に	こついて	は、裏	面を参	<u></u> 除照し	て該当	当条項	を記載	載し <sup>*</sup>				<u></u>		
関与税理士							電	話番号	<u>1.</u>						

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書 【 特 定 非 常 災 害 用 】

#### 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長(再延長)を申請する場合に使用するものです。

#### [ ※ 1 ]

	譲渡した年月日					
	平成27年1月2日	令和元年6月1日				
	~	$\sim$	令和2年4月1日以後			
	令和元年5月31日	令和2年3月31日				
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項			

#### [ \* 2 ]

	譲渡した年月日					
	平成27年1月2日	令和元年6月1日				
	$\sim$	$\sim$	令和2年4月1日以後			
	令和元年5月31日	令和2年3月31日				
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項			

### [ 1 3 ]

	譲渡した年月日				
	平成27年1月2日	令和元年6月1日			
	~	~	令和2年4月1日以後		
	令和元年5月31日	令和2年3月31日			
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項		
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項		

#### 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第\_\_\_\_項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の(再)延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。